

実践につなげる「フレイル対策」普及啓発業務 公募型プロポーザル募集要領

令和7年4月10日

1 事業の目的

フレイルとは、加齢とともに心身のはたらきや社会的なつながりが弱くなった状態を指し、何も対策せず放置すると、徐々に要介護状態へ進んでいく段階です。

フレイルの特徴は、予防したり健康な状態へ改善したりできるという点と、身体の衰えだけでなく、心の健康状態や社会とのつながりに着目したものであり、予防・改善には様々なアプローチの方法があるという点です。

そのため、県民一人一人が早期に気づき、日常生活にフレイル予防の行動を取り入れることが重要です。

このことから、市町村の通いの場等で実施されているフレイル予防に関する事業の評価ができ、見直しやリニューアルなどにつながるように市町村を対象とした研修及び個別支援を実施します。

また、認知度はいまだ低い状況にあることから、2月1日の「フレイルの日」に向けて、高齢者を中心にその家族や地域へ長期的に普及啓発し、フレイルに関する適切な情報を広めることで、自ら予防する意識の向上を図ります。

本事業は、高齢者になっても健康でいきいきと安心して自分らしく地域の中で暮らしていけるように、高齢者を中心にその家族や地域住民が「フレイル予防」の必要性を理解した上で、行動変容につながるようにフレイル対策の実践を促し、今後の予防行動の習慣化を目的とします。

2 業務概要及び仕様

(1) 委託業務名

実践につなげる「フレイル対策」普及啓発業務

(2) 業務内容

別紙『実践につなげる「フレイル対策」普及啓発業務委託 提案仕様書』のとおり。

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託料の上限

25,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 業務委託予定者の選定

公募型プロポーザル

4 主なスケジュール

質問書の提出期限	令和7年4月17日(木) 17時まで
質問に対する回答	令和7年4月24日(木) 17時まで
参加表明書の提出期限	令和7年5月1日(木) 17時まで
企画提案書の提出期限	令和7年5月22日(木) 17時まで
プレゼンテーション審査日	令和7年5月29日(木) 午後
審査結果の通知	令和7年5月30日(金) 以降
契約締結	令和7年6月

5 参加資格に関する事項

企画提案書を提出する者（以下「提出者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
 - (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
 - (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
 - (8) 本業務の目的に沿った事業が確実に履行できる体制の法人又は団体であること。

6 本募集要領等の入手方法

本募集要領及び参加表明書等の様式については、福島県保健福祉部健康づくり推進課（以下、「健康づくり推進課」という。）のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、健康づくり推進課の窓口又は郵送等での配付は行いません。

7 質問の受付

- (1) 提出書類
質問書（第1号様式）
- (2) 提出期限
令和7年4月17日（木）17時まで（必着）
- (3) 提出方法
電子メールにより提出してください。件名は「実践につなげる「フレイル対策」普及啓発業務に関する質問」とし、電子メールの送信後に、その旨を電話にてお知らせ下さい。なお、電話による質問の受付は行いません。
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、健康づくり推進課のホームページにて公表します。個別の回答は行いません。なお、回答にあたっては、質問のあった参加者名を表示しません。
- (5) 回答日時
令和7年4月24日（木）17時までに掲載します。

8 参加表明書の提出

- (1) 提出書類
参加表明書（第2号様式）
- (2) 提出期限
令和7年5月1日（木）17時まで（必着）
- (3) 提出方法
電子メールにより提出してください。
また、電子メールの送信後に、その旨を電話にてお知らせください。

(4) その他

ア 参加表明書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出願います。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書及び工程表

次の「提案1」から「提案3」までを記載した企画提案書とします。

※ ページ数は、表紙を除き12ページ以内とします。

※ 用紙サイズは、日本産業規格A4判（横）とします。

※ 文字サイズは、12ポイント以上とします。

※ 製本は、カラー両面印刷、長辺綴じ、左上1ヶ所止めとします。

提案1：普及啓発の考え方

フレイルの理解促進と予防に資する行動の実践を目的に、より多くの県民へ周知する方策について示すこと。

提案2：事業の実施内容

本募集要領2に基づき、年間を通した実施計画など具体的な提案とすること。

その他、当事業の目的を達成するための自由なアイデアを取り入れた独自提案をすること。（任意記載事項）

提案3：事業効果の検証

事業の結果とその効果を検証する方法を具体的に提案すること。

イ 事業経費積算書（任意様式）

経費区分がわかるように具体的に記載してください。

ウ 業務実施体制書（第3号様式）

本業務の遂行にあたっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、本書に明記してください。

エ 担当者経歴書（第4号様式）

オ その他企画提案を説明するのに必要と思われる書類

カ 団体等概要（第5号様式）

キ 上記カで業務実績として記載した内容が確認できる書類（契約書の写し等）

ク 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第6号様式）

ケ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）

コ 法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）（法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）

(2) 提出部数

ア～カ 6部（正本1部、副本5部）

キ～コ 1部（正本1部）

(3) 提出期限

令和7年5月22日（木）17時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送してください。

なお、アについては、電子メールによりPDFデータでも提出してください。

持参の場合は、県庁開庁日の8時30分から17時15分までとします。ただし、提出期限当日は17時までとします。

10 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 提出者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

(2) プロポーザルの参加に要する費用等は、すべて提出者の負担とします。

(3) 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めません。

(4) 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提出者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

(5) 提出された企画提案書等は、返却しません。

(6) 指定する日時、場所において提示がなかった場合及び本募集要領に定める事項に反する提示があった場合には、その企画提案は無効とします。

(7) 提出された企画提案書等に係る当該プロポーザル参加者を含む第三者からの公文書開示請求に関しては、提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しません。

(8) 提出された企画提案書等は提出者に無断で使用しないものとします。

11 審査の実施

(1) 審査会の開催日時

令和7年5月29日（木）午後（予定）

※ 詳細な時間は提出者が決定次第、通知します。

(2) 開催形式

対面

(3) 開催場所

福島県庁（予定）

(4) 審査基準及び配点

審査項目及び配点		評価の視点
業務理解		
(10点)	現状・業務の理解	フレイルに関する知識、県民の現状、対策についての的確に把握し、企画に反映されているか。
業務遂行能力等		
(20点)	業務体制	業務を実施する上で十分な体制であるか。
	スケジュール	委託業務完了までの無理のない業務実施工程となっているか。
	業務実績	本業務と類似の業務の受注実績があるか、又は情報発信等に関して特筆すべき業務成果があるか。
企画提案内容		
(70点)	企画性①	ターゲットの特性に応じた企画提案となっているか。
	企画性②	提案内容は、本事業の目的を達成するのに十分な訴求力があるか。
	企画性③	より多くの県民に周知を図る工夫がなされているか。
	事業効果の設定と検証	提案内容の効果検証について、具体的に検証方法等の提案がなされているか。
	付加的な提案	独創的且つ活用可能な企画が盛り込まれているか。
	事業費の妥当性	事業費（見積書）の積算は適切か。

(5) 業務委託予定者の選定

企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、審査委員のヒアリングによりこれを総合的に評価し、総合得点の最も高い提出者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）として選定します。

なお、審査の結果、上位2者が同点であった場合は、事業経費積算額の低い提出者を選定します。

また、提出者が1者であった場合は、すべての審査委員の評点が60点以上であることを条件とします。

(6) プレゼンテーションにおける留意事項

ア 出席者は、1事業者2名までとします。

イ 説明時間は1事業者15分、質疑時間は10分、計25分程度の予定です。

※ 提出者数により時間を調整することがあります。

※ 10分及び14分経過後にそれぞれベルを鳴らしますので、進行の参考としてください。また、15分経過後に終了のベルを鳴らしますので、速やかにプレゼンテーションを終了してください。

12 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

令和7年5月30日(金)以降に、提出者全員に書面で通知します。

なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は受け付けません。また、業務委託予定者とならなかった事業者については、これを通知した日の翌日から起算して2週間以内に、選定されなかった理由の説明を書面(任意様式)にて求めることができます。

(2) 審査結果の公表

令和7年5月30日(金)以降に、業務委託予定者名及び各提出者の評点等を健康づくり推進課ウェブページで公表します。

13 契約の締結等

(1) 仕様書の協議

委託契約に係る仕様書は、業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、県と業務委託予定者との協議により内容を一部変更する場合があります。

(2) 契約金額の決定

前項の協議結果により仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定します。なお、見積金額は2(4)委託料の上限を超えないものとします。

(3) 委託契約の手続き

福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)に定める随意契約により、委託契約を締結するものとします。また、契約締結時に同規則に定める契約保証金を納付しなければならないものとします。ただし、同規則第229条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。

(4) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合があります。

(5) 委託料の支払

委託業務完了後を原則としますが、委託業務の円滑な実施のため、委託料の一部を前金払できることとします。

(6) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、または協議の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果における総合評価の次点者と契約の協議を行います。

14 失格事項

(1) 本募集要領に定める手続き以外の方法により、提出者が審査委員又は関係者に本プロポーザルに関する援助を直接又は間接的に求めた場合、その提出者を失格とします。

(2) 提出書類が次のいずれかに該当した場合についても前項同様とします。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの

ウ 記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

オ 事業経費積算額が2(4)の委託料の上限を超過しているもの

15 問合せおよび各種書類の提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号(西庁舎7階)

福島県保健福祉部健康づくり推進課 健康長寿・地域包括ケア担当

電話 024-521-7165 F A X 024-521-2191

メール houkatsu@pref.fukushima.lg.jp